

## 議案第11号

### 鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県医療法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しななければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士又は<u>管理栄養士</u>（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しななければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。